仕 様 書（リース）

産業観光局農業振興整備課(増田, 藤川　電話　222-3352)

件名	普通（小型）乗用自動車リース（平成 27 年 10 月リース開始）
契約期間	平成２７年１０月１日～平成３２年９月３０日（5 年契約）
契約条件	１　納車 契約期間の初日から使用可能となるように納車すること。 ２　支払方法 毎月均等払いとする。ただし，端数が生じた場合は，平成 27 年 10 月の支払いに含める。 ３　期間満了後の物件の取扱い 業者引取り ４　保守管理（1,000ｋｍ／月程度） (1)　車検（定期点検整備及び継続検査） (2)　点検整備（６カ月） (3)　法定定期点検整備（１２カ月） (4)　燃料等を除く通常消耗品 (バッテリー，エンジンオイル，ワイパー等)の交換費用(材料，工賃含む) (5)　故障，修理費用 ５　４以外でリース料に含まれる項目 (1)　自動車税（リース期間月） (2)　自動車重量税（リース期間月） (3)　自賠責保険（リース期間月） (4)　自動車取得税 (5)　登録納車費用 (6)　点検・故障時等の代車(2 日以上）の費用 ６　その他 別紙　　普通（小型）乗用自動車（リース）仕様書参照 ７　京都市長期継続契約に係る特約事項 （予算が減額された場合等の途中解約） (1)　京都市（以下「甲」という。）は，翌年度以降において賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は，この契約を解除することができる。 (2)　前項の規定により，甲がこの契約を解除した場合において，この契約の賃借料対象となった物件に係る契約者（以下「乙」という。）の取得費用及び付随費用の合計額が，既に甲が乙に対して支払った賃借料を上回っていても，乙は，その差額を甲に請求することはできない。 (3)　乙は，前項に定めるもののほか，甲がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について，甲に請求することはできない。

注）本仕様書について不明な点がある場合は，契約課の指示に従ってください。

別紙

普通（小型）乗用自動車（リース）仕様書

産業観光局農業振興整備課

第１条　この仕様書は，次に示す車種に適用する。提供車両は，京都市公用車購入指定制度に係る下記のいずれかの車種とする。

（１）車種　　スバル　　フォレスター　　DBA-SJ5　　２ℓ
　　又は同等車両
（２）年式　　平成２７年（新車）
（３）台数　　１台
（４）乗車定員　　５名
（５）原動力　　ガソリンエンジン
（６）環境基準　　低排出ガス車　（平成１７年基準７５％低減）
（７）燃料消費率　１５ｋｍ／ℓ以上（JC08 モード燃料値）
　　平成２７年度燃費基準達成車
　　平成１７年度基準排出ガス７５％低減レベル（☆☆☆☆）
　　低排出ガス認定車
（８）その他
　ア　４WD
　イ　オートマチックトランスミッション
　ウ　最低地上高２００ｍｍ以上
　エ　ボディ色：銀色

第２条　契約者は，京都市が行う完成検査（付属品の取付けを含む）を受けなければならない。
　　完成検査の実施場所は，京都市産業観光局農業振興整備課とする。

第３条　契約者は，車両納入前後に次の書類等を京都市に提出しなければならない。
（１）取扱説明書１部
（２）その他京都市が必要とする書類又は図面

第４条　契約者は，次の付属品を取付け，又は揃えて納車すること。

（１）ナンバープレートフレーム	１式（前後各１個）
（２）サイドバイザー	１式（前後各ドア）
（３）CD 付き AM・FM ラジオ	１式
（４）スタッドレスタイヤ（ホイール付き） （スタッドレスタイヤとラジアルタイヤの交換費用は含まない）	１式（４輪分）
（５）泥跳ね除け	１式（４輪分）
（６）ドアエッジモール	１式（前後各ドア）
（７）フロアマット（防水性）	１式（全座席用）
（８）カーゴマット（防水性）	１式（荷室用）

第５条　納入時には，十分な点検整備を行っておくこと。

第６条　納入場所は，産業観光局農林振興室農業振興整備課とする。

第７条　保証及び責任確立

（１）納入後にメーカー指定範囲の故障及び損傷等が生じた場合は，事故及び過失の場合の除き，契約者が無償交換，修理又は改造等を行う。

（２）製作上の欠陥による故障及び損傷等については，契約者が使用期間中保証すること。

（３）整備上の所用部品は，契約期間中確保すること。

第８条　契約成立後は，契約者は直ちに産業観光局農業振興整備課に連絡し，納入時期，架装及び塗装等に関する事項の確認行うこと。

第９条　本仕様書に疑義が生じた場合は，京都市の指示に従うこと。